

一般社団法人MOLT

「ヘルパーステーション ぴあ・おのみち」

■訪問介護 重要事項説明書

本説明書は、介護保険法および関係法令に基づき、訪問介護サービスの提供開始にあたり利用者に説明すべきサービス内容および重要事項を記載したものです。事業者である一般社団法人MOLT「ヘルパーステーション ぴあ・おのみち」は、本説明書に沿って重要事項の説明を行い、利用者から署名（または押印）による確認をいただきます。

1.事業者および事業所の概要

事業者(運営法人)	一般社団法人MOLT
事業所名	ヘルパーステーション ぴあ・おのみち
事業所所在地	広島県尾道市東御所町9番1号
電話番号	0848-38-1741
FAX番号	0848-38-1742
代表者氏名	代表理事 小林 勝
指定事業所番号	3471102818
事業種別	訪問介護（指定日：令和7年6月1日）
営業日、営業時間	月曜日から金曜日(※祝日及び12月29日から1月3日までを除く)。 午前9時から午後6時まで。 ※緊急時は24時間体制で電話連絡を受け付け、必要に応じて随時対応いたします。
サービス提供日、時間	通常年中無休（365日）、午前0時から午後12時まで。
サービス提供地域 (通常の事業実施地域)	尾道市の区域とする（瀬戸田町と因島地区の島、百島は除く）。 ※これを超える地域については別途交通費等実費を頂く場合があります。
事業の目的および運営方針	(事業の目的) 要介護状態となった利用者に対し、適切な訪問介護（ホームヘルプ）サービスを提供し、日常生活の維持・向上を図ることを目的とします。 (運営方針) 利用者の人格を尊重し、関係機関との連携を図りつつ常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるよう、心身の状況に応じ適切かつ丁寧な介護サービスを提供します。

2.サービス提供内容

事業者は、利用者の居宅に訪問し、以下の身体介護および生活援助に関するサービスを提供します（具体的なサービス内容は利用者ごとに作成する訪問介護計画書に定めます）。身体介護・生活援助を同一訪問内で組み合わせて提供することも可能です（その場合の料金加算については料金表を参照）。

サービスの種別と内容: 利用者の心身の状態や希望に応じ、以下のサービスを提供します。

身体介護	食事介助、排泄介助、入浴介助（清拭・部分浴含む）、体位交換、着替え介助、口腔ケア、通院・外出介助（伴う移動支援）、服薬介助、自立生活支援のための見守り、その他身体の清潔保持や機能向上のために必要な介助全般。
生活援助	調理、掃除・住居の整理整頓、洗濯、買い物代行、薬の受け取り、衣類の整理・補修、生活必需品の管理、行政手続き代行（書類提出等）、その他日常生活を営む上で必要な家事援助。

※上記以外にも、介護保険制度の範囲内で利用者の自立支援につながるサービスについて柔軟に対応します。ただし、制度上認められない行為（例：医療行為等）は提供できませんのでご了承ください。

3.事業所の職員体制（令和8年8月1日現在）

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数(人)	資 格 等
管理者	1			介護福祉士
サービス提供責任者	1		1	介護福祉士
訪問介護員	22	3	22	介護福祉士×10名 看護師×2名、准看護師×2名 介護職員初任者研修×9名 ヘルパー2級×2名

訪問介護員は必要な資格（介護職員初任者研修修了以上）を有し、継続的な研修・指導を受けています。

サービス提供責任者が、サービス内容の管理・連絡調整を行います。事業者は職員に対し「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」を取得して処遇改善を図っており、職員の質の確保・向上に努めています（※本加算取得により、所定単位数の22.4%相当が利用料に加算されます）。

（職務内容）

①管理者

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

②サービス提供責任者

訪問介護事業所で利用者に適切なサービスが提供されるよう管理・調整する責任者で、ケアマネジャーとヘルパー（訪問介護員）の橋渡し役を担い、「訪問介護計画書」の作成やヘルパーへの指導・管理を行います。

③訪問介護員

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

4.サービス利用開始時の手続き

初めて訪問介護サービスを利用開始する際には、本契約書を締結するとともに、本重要事項説明書の内容について事業者から説明を行い、利用者に署名をいただきます。

また、サービス提供開始月には初回加算（2,000円/月）が所定単位数に加算されます。サービス開始後も、内容や契約内容に変更が生じた場合には随時重要事項の説明を行い、同意を確認いたします。

5.サービス利用上の留意事項

①ケアプランとの連携

訪問介護は居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランに位置付けられた範囲で提供されます。サービス提供責任者はケアマネジャーと連絡を密に取り、サービス内容や頻度の調整を図ります。利用者やご家族は、日常生活の変化や希望があれば遠慮なく事業者またはケアマネジャーにお伝えください。必要に応じてケアプランおよび訪問介護計画を見直します。

②他サービスとの調整

訪問介護以外にもデイサービス、訪問看護等の他の介護サービスをご利用の場合、事業者はそれら他サービス事業者とも連携します。サービス提供時間の前後で利用者の状態や出来事を引き継ぐため、連絡帳や担当者会議等を活用し情報共有に努めます。

③利用者の自己決定尊重

サービス実施にあたっては、常に利用者の意思と自己決定を尊重します。支援内容について不安や希望があれば、その場で訪問介護員にお申し出いただくか、事業所までご連絡ください。可能な限り要望に沿うよう調整します。また、サービス中にプライバシーに関わる行為（居室内の私物の移動等）が必要な場合も、必ず事前に利用者の了承を得てから実施します。

④危険行為の禁止

利用者およびヘルパー双方の安全確保のため、サービス提供中に医療行為（利用者の同意があっても法律上ヘルパーが行えない行為）や危険を伴う行為は行いません。例えば、利用者の同意のみでの服薬の変更、医師の指示のない医療処置、第三者への金銭や貴重品の受け渡しなど、介護保険制度の範囲を超える行為の要求には応じかねますのでご了承ください。

⑤記録と報告

ヘルパーはサービス提供内容を毎回記録し、必要に応じて利用者またはご家族にサービス後に報告・共有します。サービス提供記録は事業所で保管し、利用者から希望があれば開示いたします。またサービス提供上で気付いた利用者の体調変化等は速やかにご家族やケアマネジャーへ報告します。

⑥介護職員等処遇改善加算の取得

当事業所は介護職員の処遇改善のため、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を取得しています。これにより、サービス提供費用に所定単位数の22.4%が加算され、その財源は介護職員の賃金改善に充当されます。本加算取得に伴う利用者負担増については、次項「5. 利用料金」に記載のとおりです。

6.利用料金に関する事項

①介護保険適用サービスの利用料

利用者が介護保険内の訪問介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）を利用者負担額として支払います。本サービスの料金は介護報酬単位数に地域区分単価（尾道市は1単位＝10円）を乗じて算定されます。具体的なサービス別の単位数・料金は、別紙「利用料金表」に記載していますのでご参照ください。事業者はサービス提供の翌月に、利用者負担分の利用料を請求いたします。

②介護保険適用外サービス

介護保険の支給限度額を超える利用や、介護保険対象外の独自サービスを希望される場合は、全額自己負担となります。その場合の料金や提供内容については事前に書面で説明し、同意をいただいた上で実施します。本契約外の自費サービス利用についてもお気軽にご相談ください。

③交通費等の実費負担

サービス提供にあたり、通常の事業実施地域を超える地域に居住される利用者へ訪問する場合、超過地域についての交通費実費として1kmあたり40円を請求させていただきます。また、利用者の依頼により日常的な買い物代行や薬の受け取り等でヘルパーが立て替え購入した場合、その実費はサービス利用日に精算させていただきます（領収書を提示します）。交通費や購入代金等の実費負担分には介護保険は適用されず全額利用者負担となります。

④キャンセル時の取り扱い

利用者の都合でサービス予約をキャンセルされる場合は、できるだけ前日17時30分までに事業所へご連絡ください。やむを得ない事情（急病など）の場合を除き、当日キャンセルや無連絡の不在については、準備人員確保等の費用発生のためキャンセル料（基本利用料の100%）を申し受けます。前日17時30分までの連絡によるキャンセル料は発生しません。なお、利用者またはご家族による度重なる直前キャンセルがある場合、事業者はケアマネジャーにも報告の上、サービス内容や契約の継続についてご相談させていただく場合があります。

⑤緊急時対応加算等

利用者に安心して在宅生活を送っていただくため、事業者では緊急時訪問介護加算（月1回：1000円相当）を算定しています（24時間の連絡体制維持のため）〔※必要に応じ算定している場合のみ〕。また、サービス提供責任者による定期的な状況確認やケアマネジャーとの連携を評価する特定事業所加算〔※取得している場合のみ区分を記載〕を算定する場合があります。それぞれの加算の算定状況と利用者負担への影響については、個別に説明し同意を得た上で請求いたします。

⑥請求・支払方法

利用料の請求は毎月月末締めで行い、翌月中旬までに利用者宛てに請求書とサービス提供明細書を郵送または手渡しします。利用者は請求書記載の金額を、指定期日（通常翌月末日）までに事業者指定の方法（口座振替または現金）でお支払いください。口座振替をご利用の場合は事前に手続きを行ってください。万一支払期日までにお支払いが確認できない場合、事業者からご連絡し支払方法の相談をさせていただきます。

振込先	広島銀行 尾道支店 普通口座 3388331 口座名義 一般社団法人MOLT
-----	---

⑦未収金への対応

利用者負担分の滞納が発生した場合、事業者はやむを得ずサービス提供を中止または契約解除を検討することがあります。ただし、中止・解除に当たっては利用者やご家族、ケアマネジャーと十分に協議し、利用者の生活に支障が出ないよう配慮します。本契約に基づく債務不履行により発生した費用（督促に要する郵送費用や延滞利息等）がある場合、別途請求させていただく場合があります。

7.その他重要事項

①契約期間・中止

本契約の有効期間は「利用契約書」に定めたとおりです。利用を長期間中断される場合や契約を終了される場合は、第7条の定めに従い事前にお申し出ください。利用者が要介護認定区分非該当になる等、介護保険サービスの継続利用ができなくなった場合には契約は終了となります。

②虐待防止のための措置

- （１）利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な体制を整備し、従業者に対し虐待防止に関する研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
- （２）利用者が虐待を受けている恐れがある場合は速やかに市町村へ通報します。
- （３）虐待防止担当者として管理者を配置します。
- （４）虐待防止委員会を定期的開催し、その実施結果を従業者へ周知します。
- （５）虐待防止のための指針を整備します。

③緊急時の対応

従業者は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

④事故発生時の対応

サービス提供中に万一事故が発生した場合、事業者は速やかに利用者の安全を確保するとともに、必要に応じて応急措置を行い、関係各所へ連絡します（ご家族・緊急連絡先、ケアマネジャー、主治医、保険者である市町等）。事業者は事故の状況と対応を詳細に記録し、事故報告書を作成の上、再発防止策を検討します。また、事業者は賠償責任保険に加入しており、事業者の過失による事故の場合には保険の範囲で補償を行います。利用者側の過失による事故の場合でも状況に応じ誠実に対応いたします。

⑤苦情・相談窓口と処理体制

- ・ サービス内容や職員対応等についてお気付きの点や苦情がございましたら、遠慮なく事業者までお申し出ください。事業所内で解決困難な場合には、「契約書 第9条」に記載の第三者機関や尾道市担当窓口へ相談できます。苦情解決にあたって利用者が不利益を被らないよう配慮いたします。
- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ・ 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定いたします。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡いたします。）

【当事業所ご利用相談・苦情窓口】

担当者	高地 宏樹
電話番号	0848-38-1741
受付時間	月～金 9:00～18:00 (12/29～1/3 を除く)

【尾道市の相談・苦情窓口】

担当部署	尾道市役所 高齢者福祉課
電話番号	0848-38-9440
受付時間	月～金 8:30～17:15

【広島県の相談・苦情窓口】

担当部署	広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課
電話番号	082-554-0783
受付時間	月～金 8:30～17:15

⑥個人情報保護

利用者の個人情報は、介護サービス提供の目的以外には使用いたしません（法令による場合を除く）。業務上知り得た利用者の秘密は厳守し、退職した職員にも同様の義務を課しています。関係機関への情報提供が必要な場合は、あらかじめ利用者またはご家族の同意を得ます。

⑦第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

■訪問介護サービス利用料金表（2024年度介護報酬改定対応・処遇改善加算Ⅱ適用）

〈適用法令・加算〉

本料金表は令和6(2024)年度の介護報酬改定に対応した訪問介護サービスの料金です。

下記金額はサービス提供にかかる総費用額（介護保険給付分＋利用者負担分）であり、利用者が実際にお支払いになるのは原則としてこの金額の1割（※所得区分により2割または3割）です。尾道市の地域区分単価は1単位＝10円であり特別地域加算等は適用されません。本事業所は介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を取得しており、表示料金には処遇改善加算(Ⅱ)相当分（所定単位数の22.4%加算）を含みます。別途、初回加算・緊急時加算等の各種加算や交通費等の実費が発生する場合があります（詳細は表下の注記および重要事項説明書をご参照ください）。

訪問介護（身体介護・生活援助）料金表

サービス種別	所要時間（サービス提供時間）	利用料（総額）
身体介護	20分未満	1回あたり1,630円（163単位）
	20分以上30分未満	2,440円（244単位）
	30分以上1時間未満	3,870円（387単位）
	1時間以上の場合	5,670円（567単位）＋30分増すごとに820円（82単位）追加 例）1時間30分の場合 5,670円＋820円＝6,490円
生活援助	20分以上45分未満	1,790円（179単位）
	45分以上	2,200円（220単位）

割増料金

夜間の場合	午後6時から午後10時まで	所定単位数の25/100を加算
早朝の場合	午前6時から午前8時まで	所定単位数の25/100を加算
深夜の場合	午後10時から午前6時まで	所定単位数の50/100を加算

※上記金額は介護保険適用前の総額料金です。利用者負担は通常1割（高所得者は2割または3割）となります。

※上記金額はヘルパー1名あたりの金額です。ご依頼内容により、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

〈注記〉

①身体＋生活援助の組み合わせサービス

同一訪問内で身体介護に引き続き生活援助を行う場合、生活援助部分について所定の追加料が発生します。具体的には、身体介護時間に加えて生活援助を行った場合、生活援助の提供時間について20分を超えて25分ごとに65単位（¥650）が加算され、加算総額の上限は195単位（¥1,950）までとなります。

例：身体介護30分（387単位）＋生活援助40分の場合 ⇒ 基本：身体387単位＋生活援助（最初の20分超過後25分区分×2＝130単位）＝517単位（¥5,170）。この総単位数に処遇改善加算等が加わり、利用

者負担1割の場合¥517相当をお支払い頂きます。詳しい算定はサービス提供明細書でお示しします。

②初回加算

サービス利用開始月に初回加算（2,000円/月）が加算されます。介護保険給付開始後最初の月のみ適用されるもので、利用者負担1割の場合 ¥200/月の負担増となります。

③その他の加算

利用者の自立支援強化のためにリハビリ専門職等と連携した場合、生活機能向上連携加算Ⅰ（1,000円/月）を算定することがあります（利用者負担1割で¥100/月）。また、緊急時の随時対応体制を確保しているため緊急時訪問介護加算（1回：¥1000）を算定しています。事業所のサービス提供体制が基準を満たす場合には特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳ）を算定することがあります（取得状況：現在なし）。特定事業所加算を算定する場合、例えば区分Ⅱでは基本単位数の10%が加算されます。これらの加算取得状況に応じて料金表記載の単位数に加算が付きますが、利用者負担額への影響について事前に説明いたします。

④地域区分・単価

尾道市は介護報酬の地域区分がその他地域（6級地）に該当し、1単位＝10円として計算されます。特別地域加算（山間僻地等の15%加算）は該当ありません。

⑤キャンセル料

利用当日のキャンセルや訪問時不在の場合、上記「利用料（総額）」の100%をキャンセル料として請求いたします。前日17:30までにご連絡頂いた場合のキャンセル料は無料です。緊急時や不可抗力による中止の場合、キャンセル料は発生しません。

⑥交通費

尾道市外など通常の実施地域を越えて訪問する場合、超過分につき1kmあたり40円の交通費をご負担いただきます（距離は通常の実施地域を超えた地点から利用者宅までの往復距離で算定）。交通費は介護保険適用外の実費となります。

⑦利用者負担上限額管理

要介護度ごとに定められた介護サービス利用限度額を超える利用には全額自己負担が生じます。ケアマネジャーが利用状況を管理しますが、万一超過利用が発生する場合は事前にご説明します。

※本料金表および重要事項説明書の内容は2024年4月現在の制度・報酬に基づき作成しています。法令改正や報酬改定等があった場合、内容を見直すことがあります。その際は速やかに利用者へ説明し同意をいただきます。サービスご利用にあたりご不明な点がございましたら遠慮なく事業者までお問い合わせください。